



保育所等訪問支援は、児童福祉法に基づく福祉サービスです。ご家族からの依頼により保育園・幼稚園などを継続的に訪問し、お子さんの発達の特性に合わせた直接支援を、訪問先の担当の先生と一緒にを行います。

また、ご家族・訪問園・相談支援事業所等と連携し「個別支援計画」を作成し、それに基づいた訪問支援を行います。

*ご利用の流れ

《契約まで》

- ① 初回面接⇒お子さんの様子をお話いただき、保育所等訪問支援を行うか検討します。
- ② 訪問園等への依頼⇒訪問支援を行うことについて情報を共有します。
- ③ 相談支援事業所でサービス等利用計画書を作成し市町に申請後、受給者証が発行されます。
- ④ 当事業所にて利用契約をします。

《契約後》

- ① 訪問し、お子さんの様子を観察したうえで発達課題の整理を行います。
- ② 個別支援計画を作成し、ご家族・訪問園・相談支援事業所等への説明を行います。
(必要に応じて発達検査を行います)
- ③ 月に1、2回程度の訪問支援が始まります(1時間半から2時間程度)
担当の先生と一緒にお子さんへの直接支援を行ないながら、支援方法についての共通理解を深めていきます。
3か月程度の訪問支援を基準にし、継続的かつ集中的な支援を行うのが当法人の訪問支援の特徴です。随時、ご家族に訪問時の様子をお伝えします。
- ④ 3か月程度でモニタリングを行い、ご家族・訪問園・相談支援事業所等と一緒に、その後の方針を決定します。

*対象者 岡崎市在住で未就学のお子さん

*訪問支援員 保育士、児童指導員、作業療法士等

*ご利用料金 幼児教育・保育の無償化に伴い無料

<お問い合わせ先>

NPO 法人

子どもの発達を支援する会きらら

こども療育センターきらりん

TEL 0564-83-7282

FAX 0564-83-7284